

令和5年9月
令和5年第4回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第10号	専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定)	1
報告第11号	令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
報告第12号	一般財団法人栃木市農業公社の令和4年度事業状況報告書の提出について	9
議案第73号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第5号)	別冊
議案第74号	令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第75号	令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第76号	栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第77号	栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例 の制定について	13
議案第78号	栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第79号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	18
議案第80号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第81号	工事請負契約の締結について(清水川地下貯留施設整備工事)	29
議案第82号	工事請負契約の締結について(栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事)	30
議案第83号	令和4年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	31
議案第84号	令和4年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	32
議案第85号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	33
議案第86号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	34
議案第87号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて(荒木由和氏)	35
議案第88号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて(戸田眞氏)	36
認定第1号	令和4年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	37
認定第2号	令和4年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	38
認定第3号	令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	39
認定第4号	令和4年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算 の認定について	40
認定第5号	令和4年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算 の認定について	41
認定第6号	令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	42
認定第7号	令和4年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	43

認定第 8号	令和4年度栃木市水道事業会計決算の認定について	44
認定第 9号	令和4年度栃木市下水道事業会計決算の認定について	45

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

専決第5号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第7号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第8号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年6月14日

栃木市長 大川 秀子

令和5年4月26日、栃木市大平町富田地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町富田地内居住者

2 損害賠償の額

100,100円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年7月13日

栃木市長 大川 秀子

令和5年5月29日、栃木市大平町西水代地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町西水代地内居住者

2 損害賠償の額

203,324円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年8月2日

栃木市長 大川 秀子

令和5年6月3日、栃木市大平町土与地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

佐野市富岡町居住者

2 損害賠償の額

4,000円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年8月2日

栃木市長 大川 秀子

令和5年6月4日、栃木市大平町土与地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町家中地内居住者

2 損害賠償の額

20,240円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年8月2日

栃木市長 大川 秀子

令和5年6月6日、栃木市岩舟町新里地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市箱森町地内居住者

2 損害賠償の額

27,225円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

1 健全化判断比率

指 標 名 称	数 値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.55%
連結実質赤字比率	—	16.55%
実質公債費比率	8.1%	25.0%
将来負担比率	20.9%	350.0%

2 資金不足比率

会 計 名 称	数 値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道事業会計	—	20.0%
栃木インター西産業団地特別会計	—	20.0%
平川産業団地特別会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

一般財団法人栃木市農業公社の令和4年度事業状況報告書
の提出について

一般財団法人栃木市農業公社の令和4年度事業状況報告書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市情報公開条例の一部を改正する条例

栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ中「職及び」の次に「氏名（公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、氏名を除く。）並びに」を加える。

第9条に次の1項を加える。

- 4 実施機関は、第1項の書面に形式上の不備があると認めるときは、情報の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第10条第2項ただし書中「情報の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）」を「請求者」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる情報の公開の請求から適用し、同日前になされた情報の公開の請求については、なお従前の例による。

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例の制定について

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年栃木市条例第1号）
の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条
の次に次の1条を加える。

（不開示情報の特例）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開
示することとされている情報として条例で定めるものは、栃木市情報公開
条例（平成22年栃木市条例第20号）第6条第1号ウに掲げる情報のう
ち、公務員等の氏名に係る部分（開示することにより当該公務員等の権利
利益を不当に害するおそれがあるもの及び法第78条第1項各号（第2号
を除く。）に該当するものを除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の
規定は、この条例の施行の日以後になされる開示請求に係る保有個人情報
の開示について適用し、同日前になされた開示請求に係る保有個人情報の
開示については、なお従前の例による。

（栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 3 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年栃木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第5条」を「第6条」に改める。

栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例の制定
について

栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例

栃木市コンプライアンス推進条例（平成31年栃木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同条第3項第3号」を「同条第3項第2号及び第3号」に、「規定する職員及び」を「規定する特別職の職員並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の

一部を改正する条例

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年
栃木市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

平川産業団地 地区整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃 木都市計画平川産業団地地区計画の区域のうち、地区整備 計画が定められた区域
------------------------	--

別表第2 栃木駅前地区整備計画区域の項から栃木駅南地区整備計画区域の
項までの規定中「専用住宅」を「住宅」に、「政令第130条の7に定める
畜舎」を「畜舎」に改め、同表運動公園前地区整備計画区域の項中「(1)
専用住宅」を「(I) 住宅」に改め、同表四季の森とちぎ地区整備計画区域
の項中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改め、同表栃木駅南部地区整備
計画区域の項中

次に掲げる建築物以外のもの

- (1) 専用住宅
- (2) 兼用住宅
- (3) 寄宿舍
- (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもので床面積の合計が2
00平方メートル以内のもの
- (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定め

を

るものを除く。)

- 次に掲げる建築物以外のもの
- (1) 住宅
 - (2) 兼用住宅（政令第130条の3に定めるものに限る。）
 - (3) 寄宿舍
 - (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（政令第130条の5の2に定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。）
 - (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）

改め、同表に次のように加える。

平川 産業 団地 地区 整備 計画 区域	A地	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。） (2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除	3, 000平方メートル	道路境界線までの距離は5メートル以上とし、隣地境界線までの距離は2メートル以上とする。
--	----	--	--------------	---

	<p>く。)</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設については、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。）</p>			
B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。）</p> <p>(2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。）</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供す</p>			

るもの（ただし、政令第
 130条の5の2第1号
 又は第130条の5の3
 第2号に掲げるもので、
 店舗については大規模小
 売店舗立地法（平成10
 年法律第91号）第2条
 第1項に規定する店舗面
 積が1,000平方メー
 トル以下、飲食店につい
 ては床面積が1,000
 平方メートル以下のもの
 に限る。）

(4) 事務所

(5) 前各号の建築物に附属
 するもの（ただし、廃棄
 物の処理及び清掃に関す
 る法律に規定する廃棄物
 を処理する施設について
 は、(1)に附属するもの
 で、当該工場において生
 じた廃棄物のみの処理に
 供するものに限る。）

C地 次に掲げる建築物以外のもの

道路境界線まで

区

- (1) 一戸建ての住宅
- (2) 一戸建ての兼用住宅（ただし、政令第130条の3に定めるものに限る。）
- (3) 工場（ただし、法別表第2（る）項第1号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。）
- (4) 倉庫（ただし、法別表第2（る）項第2号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。）
- (5) 事務所
- (6) 巡査派出所
- (7) 前各号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設について

の距離及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。

	は、(3)に附属するもの で、当該工場において生 じた廃棄物のみの処理に 供するものに限る。)				
--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表に平川産業団地地区整備計画区域の項を加える部分を除く。）は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第2（平川産業団地地区整備計画区域の項を除く。）の規定は、令和6年1月1日以後になされる法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知（以下「確認申請等」という。）について適用し、同日前になされた確認申請等については、なお従前の例による。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

栃木市火災予防条例（平成23年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、

同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産

業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとしなければならない。

第 2 3 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の栃木市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 1 1 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 2 3 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 3 3 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 2 3 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 2 3 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 清水川地下貯留施設整備工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 156,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木市大町18番12号
株式会社大木組
代表取締役 大木 敬 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 25 日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 168,520,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木市梅沢町 269 番地
株式会社岡建設
代表取締役 岡 芳行 |

令和 4 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

令和 4 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 255,357,012 円のうち 70,000,000 円を資本金に組み入れ、185,357,012 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 25 日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

令和4年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金646,503,195円のうち319,960,780円を資本金に組み入れ、326,542,415円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 8 月 25 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市西方町金崎 806 番地 15

氏 名 館野 知美

生年月日 昭和 47 年 9 月 29 日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 8 月 25 日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市西方町本城 337 番地

氏 名 青木 利男

生年月日 昭和 39 年 10 月 13 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 5 年 8 月 25 日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町木 284 番地 3

氏 名 荒木 由和

生年月日 昭和 30 年 3 月 26 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町西水代2970番地8

氏 名 戸田 眞

生年月日 昭和35年10月11日

認定第1号

令和4年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和4年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を
求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出
決算の認定について

令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和4年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第23.3条第3項の規定により議会の認定を
求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

令和 4 年度栃木市水道事業会計決算の認定について

令和 4 年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 5 年 8 月 2 5 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和4年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

令和4年度栃木市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

令和5年8月25日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

